

○高根沢町地方就職支援金交付要綱

令和6年9月25日

告示第112号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学を卒業した学生の高根沢町内への移住を伴う県内就職を支援するため、栃木県と共同して実施する地方就職学生支援事業（以下「事業」という。）に関して、予算の範囲内において地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、栃木県移住支援事業・地方就職学生支援事業実施要綱（平成31（2019）年4月23日付け地振第16号）、高根沢町補助金等交付規則（平成21年高根沢町規則第1号。以下「規則」という。）及び高根沢町補助金等の交付に関する規程（平成21年高根沢町訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 支援金の額は、大学の卒業年度の6月1日以後に、内定企業への採用面接又は採用試験（合同企業面接を除く。以下「面接等」という。）に要した往復交通費（自家用車を利用した場合を除く。以下「交通費」という。）に2分の1を乗じて得た額とし、5,390円を限度とする。ただし、内定企業から面接等に要した交通費の支給を受けた場合は、交通費から当該支給を受けた交通費を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により算定した交付金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 面接等が2回以上ある場合は、そのうち1回の面接等に係る交通費のみ交付対象とする。
- 4 支援金の交付は、1人につき1回限りとする。

(対象者要件)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住等に関する要件として、次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当すること。

（ア） 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）を除く。以下同じ。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

（イ） 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件として、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当すること。

（ア） 栃木県内に所在する企業に就職することが内定していること。

（イ） 卒業後に（ア）の企業に就職し、高根沢町内に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。

（ア） 高根沢町暴力団排除条例（平成24年高根沢町条例第5号）第2条第4号に規定する暴力団員等の反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力との関係を有していないこと。

（イ） 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者いずれかの在留資格を有すること。

（ウ） 栃木県又は高根沢町が支援金の交付対象として不相当と認めた者でないこと。

（2） 就業に関する要件として、次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 就業先に関する要件として、次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当すること。

（ア） 勤務地が栃木県内に所在すること。

（イ） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役その他経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件に関する要件として、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当すること。

（ア） 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

（イ） 高根沢町からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（交付申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

（1） 地方就職支援金交付申請書（様式第1号）

（2） 内定証明書（様式第2号）

（3） 在学証明書

（4） 交通費の領収書

（5） 写真付き身分証明書の写し

（6） 移住元の住所を確認できる書類

（7） 支援金の振込先となる口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し

（8） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、支援金を交付すると決定したときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により、支援金を交付しないと決定したとき、又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができないときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(請求)

第6条 前条第2項の規定により支援金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が支援金の交付を受けようとするときは、規則の様式第3号により支援金の交付を請求しなければならない。

(返還請求)

第7条 町長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして、高根沢町が栃木県と協議して認めた場合は、この限りでない。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する場合 交付した支援金の全額

ア 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に高根沢町に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）をしなかった場合（申請時に既に高根沢町に住民票がある場合を除く。）

エ 就業日から1年以内に就業に関する要件を満たす職を辞した場合（退職日から3か月以内に当該要件を満たす栃木県内の別の企業に就業する場合を除く。）

オ 高根沢町への転入をした日から3年未満に高根沢町から転出（住民基本台帳法第24条に規定する転出をいう。以下同じ。）をした場合

(2) 高根沢町への転入をした日から3年以上5年以内に高根沢町から転出をした場合 交付した支援金の半額

(報告及び立入調査)

第8条 町長は、事業が適切に実施されたかどうかなどを確認するため必要があると認めるときは、交付決定者に事業に関する報告及び立入調査を求めることができるものとする。

2 町長は、交付決定者が報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものとみなし、支援金の交付決定の取消し又は返還請求を行うものとする。

(交付申請及び返還に係る情報提供)

第9条 町長は、事業の円滑な実施又は国への実施状況の報告等のため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める情報を速やかに栃木県、栃木県内の市町、他の都道府県（当該都道府県内の市区町村を含む。）及び国に提供し、又は確認することができるものとする。

(1) 第4条に規定する交付申請があった場合 支援金の申請情報

(2) 第7条に規定する返還請求を行う場合 支援金の返還対象者に関する情報

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、高根沢町が栃木県と協議して定める。